

店頭 CFD 取引の契約締結前交付書面 新旧対照表 (2026 年 2 月 12 日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>P3</p> <p>店頭CFD取引のリスク等重要事項について 手数料など諸費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引価格には、売値と買値に価格差（スプレッド）があり、<u>このスプレッドがお客様に負担いただく取引コストとなります。</u>スプレッドは相場急変時等に拡げられる場合がございます。<u>また、銘柄毎に当社が定める一定数量を超える一括での注文については、カバー取引先の状況やマーケットの流動性等の事情を勘案して、コストが上乘せされる場合があります。</u>詳細は本書面「店頭CFD取引手続きについて」における「(4) 売買注文の種類」>「(1) 成行注文」の項目をご確認ください。 	<p>店頭CFD取引のリスク等重要事項について 手数料など諸費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引価格には、売値と買値に価格差（スプレッド）があります。スプレッドは相場急変時等に拡げられる場合がございます。
<p>P17</p> <p>店頭CFD取引手続きについて (4) 売買注文の種類 (1) 成行注文</p> <p>成行注文は、発注する銘柄、売買の別、数量、スリッページが選択された画面において、現在の価格が表示された発注ボタンを押下するとその価格で発注される注文です。</p> <p>スリッページとは、お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバーに到達するまでの間にレート変動がある場合、注文発注時点のレートとは異なるレートで約定することがあり、注文発注時点における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であ</p>	<p>店頭CFD取引手続きについて (4) 売買注文の種類 (1) 成行注文</p> <p>成行注文は、発注する銘柄、売買の別、数量、スリッページが選択された画面において、現在の価格が表示された発注ボタンを押下するとその価格で発注される注文です。</p> <p>スリッページとは、お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバーに到達するまでの間にレート変動がある場合、注文発注時点のレートとは異なるレートで約定することがあり、注文発注時点における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であるとは限</p>

るとは限りません。当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。

この場合、お客様にとって有利・不利どちらのレートであっても約定します。また、お客様は、注文時点で当該画面に表示されている価格を注文価格として発注するとともにスリッページ幅を指示することができ、お客様が指定したスリッページ幅の範囲以内であれば、全数量が約定し、範囲外であった場合には全数量の注文受付が拒否されます。

スリッページ幅を「設定しない」場合は、許容できる乖離幅を指定しないことになり、注文価格と乖離しても約定するため相場急変時は乖離幅が大きくなることとなり想定外の約定価格となる場合がありますのでご注意ください。

なお、「一括決済」注文は、当該銘柄の売建玉のみ、買建玉のみ、またはその両方の保有建玉を一括で決済する注文であり、1注文あたりの最大発注数量を超える数量の決済を行うことができる注文です。1注文あたりの最大発注数量を超える数量での注文については、カバー取引先の状況に変更が生じる可能性が高いことから、注文時点で当該画面に表示されている価格に相場状況の急変や店頭 CFD の流動性のリスクに関するコストが上乘せされることがあり、必ずしも注文発注時点のレートで約定するとは限らず、想定外の価格で約定する場合がありますのでご注意ください。この場合、お客様が指定したスリッページ幅に関係なく約定いたしますのでご注意ください。

※1注文あたりの最大発注数量については取引銘柄ごとに異なります。詳しくは当社 WEB サイト上の建玉数量の上限/最大取引単位をご確認ください。

※ロスカット（強制決済）による注文の執行は、成行注文により行います。

りません。当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。

この場合、お客様にとって有利・不利どちらのレートであっても約定します。また、お客様は、注文時点で当該画面に表示されている価格を注文価格として発注するとともにスリッページ幅を指示することができ、お客様が指定したスリッページ幅の範囲以内であれば、全数量が約定し、範囲外であった場合には全数量の注文受付が拒否されます。

スリッページ幅を「設定しない」場合は、許容できる乖離幅を指定しないことになり、注文価格と乖離しても約定するため相場急変時は乖離幅が大きくなることとなり想定外の約定価格となる場合がありますのでご注意ください。

(追加)

※ロスカット（強制決済）による注文の執行は、成行注文により行います。

(9) 建玉制限数量

お客様の当初の建玉制限数量は、銘柄により異なります。なお、お客様の取引経験や取引の適合性を踏まえ、別途個別に制限数量を設定させていただく場合がございます。

(2026年2月)

(9) 建玉制限数量

お客様の当初の建玉制限数量は、原則として銘柄ごとに99,999枚とさせていただきますが、お客様の取引経験や取引の適合性を踏まえ、別途個別に制限数量を設定させていただく場合がございます。

(2025年8月)

以上